

久米島町新クリーンセンター建設工事 地鎮祭を開催

令和5年8月17日、久米島町新クリーンセンター建設工事の地鎮祭が字上阿嘉地内の建設用地で行われました。地鎮祭には、桃原秀雄久米島町長や玉城安雄町議会議長、町関係者と工事に携わる建設業関係者など20名が参加し、施設完成までの工事の安全と建物の無事完成を願いました。

新施設は、令和5年9月より工事着手、令和8年1月末の完成を予定。施設の運用開始は令和8年4月を予定しております。



【お問合せ】 久米島町役場 環境保全課 ☎985-7126

人と動物の共生



する島 久米島

動物を飼っている皆さんへのお願い

絶対に捨てないでください！ 動物の遺棄・虐待は犯罪です。

島内で「山に放せばエサを取って生きていける。」と、犬猫を遺棄した話を定期的に耳にします。

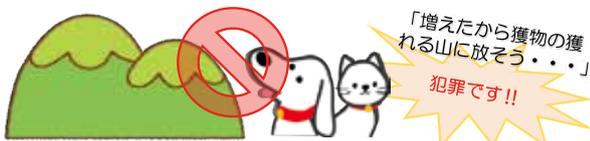
猫は野生動物ではありません、人間から食べ物もらって生きてる猫を急に山に放しても、生きていけるだけのエサを自力で獲れる可能性は極めて低く、飢えて痩せ、体力が落ちて感染症にかかり死んでしまう事がほとんどです(餓死)、特に子猫はハブの餌食になっています。そして、運よく生き延び再野生化した猫は、小動物など貴重な野生動物を殺しています。

さらに、生き延びた猫たちも、山中で食料が足りなければ人里においてエサを探して徘徊し、結果その地で繁殖します。

つまり、これは愛護動物である猫を危険にさらし、飢えや乾きなどの苦痛を与えるばかりでなく、生態系を破壊し、近隣住民にも多大な迷惑をかけているという事を理解しなければなりません。

愛護動物を虐待・捨てる(遺棄する)ことは犯罪です。違反すると、懲役や罰金に処せられます。

- ・愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者
→5年以下の懲役または500万円以下の罰金
- ・愛護動物を遺棄した者
→1年以下の懲役または100万円以下の罰金



「増えたから獲物の獲れる山に放そう・・・」
犯罪です!!

野外生活をする猫の生態説明！

世界遺産を有する鹿児島県・徳之島での調査により、野外にいる猫のフン198個と、猫(森で捕獲された猫・人里で捕獲された猫)の体毛241匹分を分析した結果、森の猫のフン20.1%からは、国の特別天然記念物アマミノクロウサギなど、貴重な在来種の痕跡が見つかったが、人里の猫からは見つからなかった。体毛の分析からは、森捕獲の猫も人里捕獲の猫も、食事の70%程はキャットフードが占めている事が判明した。

つまり、野外で生活する猫は、人からエサをもらう事で生きており、一部の猫は人里でエサをもらい、さらに森に出かけて狩りをしている事が分かった。



国の天然記念物ケナガネズミをくわえたネコ(鹿児島県・徳之島、森林総研提供)

先日、久米島島内でFelv(通称：猫白血病)ウイルスに感染している猫が複数存在している事が分かりました。白血病ウイルスは感染しやすく、Fiv(通称：猫エイズ)ウイルスと違い発症率が高く、発症すれば数カ月以内に死に至る恐ろしい感染症です。捨て猫はこの恐ろしいウイルスを島内各地にばら撒く事を意味します。(オス猫は縄張り争いの喧嘩による感染確率が高く、仲の良い猫どうしの毛づくろい(唾液感染)でも感染し、飲み水の共有でも感染するとも言われています。)



適切な飼育方法を正しく理解し、島民も動物も互いに健やかに暮らすことの出来る環境を目指しましょう！

久米島町役場 環境保全課 Tel: 985-7126 Fax: 985-7120